

■保険料と納め方

65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料

令和3年度～5年度の保険料（年額）は、下表のとおりです。なお、介護保険料は3年に一度改定を行っています。

●介護保険料

（単位：円）

対 象	所得段階	令和3～5年度
生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額※1の合計が80万円以下	第1段階	15,600
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額※1の合計が80万円を越え120万円以下	第2段階	21,800
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額※1の合計が120万円を超える	第3段階	43,000
同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額※1の合計が80万円以下	第4段階	53,000
同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額※1の合計が80万円を超える	第5段階	62,400 (基準額)
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が120万円未満	第6段階	69,800
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が120万円以上210万円未満	第7段階	79,800
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が210万円以上320万円未満	第8段階	87,300
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が320万円以上400万円未満	第9段階	102,900
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が400万円以上500万円未満	第10段階	121,600
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が500万円以上600万円未満	第11段階	140,400
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が600万円以上800万円未満	第12段階	156,000
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が800万円以上1,000万円未満	第13段階	171,600
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が1,000万円以上1,500万円未満	第14段階	187,200
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が1,500万円以上2,000万円未満	第15段階	202,800
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が2,000万円以上3,000万円未満	第16段階	218,400
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が3,000万円以上	第17段階	234,000

●合計所得金額※1 公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて計算します。

●合計所得金額※2 土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて計算します。

●税制改正により令和3年度から給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。介護保険制度では、合計所得金額等が調整され、この税制改正による影響で介護保険料等の負担が増えることはありません。

納め方

●老齢年金・退職年金・遺族年金、障害年金が年額18万円以上の方 → 年金からの特別徴収となります（年金天引き）。

※年金からの徴収方法について

特別徴収は、年金から徴収するため、前半4・6・8月（仮徴収）には前年度2月分の保険料と同額を徴収し、後半10・12・翌年2月（本徴収）には確定後の保険料から仮徴収分を除いた額を振り分けて徴収します。

●年金額が年額18万円に満たない方
●年度途中で65歳になった方
●年度途中で多摩市に転入した方 → 市から送付する納付書・口座振替などによる納付方法となります（普通徴収・年8期）。

納め忘れた場合

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、サービスを利用する際に、滞納期間に応じて利用者負担額が3割または4割に引き上げられたり、利用者が一旦全額を支払い後日費用の6割～9割分が払い戻される償還払いになるなどの措置がとられます。なお、償還払いにより払い戻される金額から、滞納している保険料の額を差し引くことがあります。